

令和7年11月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年11月14日（金） 開 会 午後4時00分
閉 会 午後4時30分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 山田典史教育長、木村一恵教育長職務代理、荻久保メイ子教育委員、
瀬切陽一教育委員、木下学教育委員
- 4 事務局（説明員）
北澤勝己教育こども課長、今井慎二課長補佐兼保育係長、
保科勝俊課長補佐兼健康スポーツ係長、平澤暁俊教育総務係長、
岩波洋生涯学習係長、矢崎順子こども家庭相談係長、
平林美香図書館長、藤森亮馬教育総務係主査、

令和7年11月定例教育委員会 次 第

令和7年11月14日（金）

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
 - (1) 議案第43号 令和7年度下諏訪町一般会計補正予算（第6号）について
 - (2) 議案第44号 下諏訪町高浜健康温泉センター条例の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第45号 下諏訪町高浜健康温泉センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (4) 議案第46号 下諏訪町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - (5) 議案第47号 下諏訪町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - (6) 議案第48号 区域外就学の承諾について
- 5 報告事項
 - (1) 教育こども課事務室の引っ越しについて
 - (2) 中高生海外研修参加生徒の決定について
 - (3) その他
- 6 その他
- 7 閉 会

【会議録】 議事の内容

- 1 開 会 山田教育長
- 2 会議録署名委員の指名 木村一恵教育長職務代理、荻久保メイ子教育委員
- 3 教育長報告
- 4 (火) ○「子ども・若者育成支援協調」街頭啓発 (JR 下諏訪駅)
○子育て施設検討会議
○中高生海外研修抽選会
- 5 (水) ○学校給食審議会
- 6 (木) ○下中地域公開参観日
- 7 (金) ○社中音楽会 (大ホール)
○北小人権参観日・講演会
- 9 (日) ○教育長杯「第24回チャンスボール大会」
- 10 (月) ○青少年健全育成研修会
- 13 (木) ○陽高校の魅力を考える会
○中高生海外研修説明会
- 14 (金) ○定例教育委員会
○社会教育委員会

【以下予定】

- 19 (水) ○町校長会
○子育て施設検討会議
- 20 (木) ○特別支援教育コーディネーター連絡会③
- 21 (金) ○南小家族参観日
○教育支援委員会③
- 23 (日) ○日限地蔵尊書道展表彰式
- 26 (水) ○子育て施設検討会議
- 28 (金) ○社中を語る会
○統計グラフコンクール表彰式
- 29 (土) ○町PTA 連合会・下諏訪町青少年健全育成協議会共催子育て事業

質疑なしー了承

4 付議事項

- (1) 議案第43号 令和7年度下諏訪町一般会計補正予算(第6号)について
〈今井補佐〉

資料4ページからお願いします。

令和7年度下諏訪町一般会計補正予算(第6号)における、教育こども課関係分について、ご説明いたします。

はじめに、「歳出」をご覧ください。

3款・2項・4目・保育所費・保育所管理運営事業費・18節・負担金補助及び交付金の4,006万

3千円は、町内に住所を有するこどもが、町内公立保育園以外の施設へ入所、入園している場合には、国の公定価格に準じて「施設型給付費」を施設に支払うこととなっていますが、当初の見込みより利用者の増及び公定価格の改定等に伴い、予算額に不足が生じることから、補正させていただくものです。

続いて、10款・1項・3目・基金活用事業費・こども未来基金貸付事業費・24節・積立金の116万4千円は、ふるさとまちづくり寄付金として賜りました32件を「こども未来基金」へ積み立てをいたします。なお、令和7年度末における「こども未来基金」の残高は、2,712万1,007円となる見込です。

次に、お戻りいただき、「歳入」をご覧ください。

14款・1項・1目・民生費国庫負担金の2,273万6,000円は、施設型給付費等負担金に対する国庫負担金です。

15款・1項・1目・民生費県負担金の1,136万8,000円は、同じく施設型給付費等負担金に対する県負担金です。

この、施設型給付費は、子どもたちが良質な教育・保育サービスを受けられるように、その運営費用を国や県、市町村が支援するお金であり、保護者の代わりに施設が受け取ることで、円滑な制度運営を可能にしている仕組みとなります。

市町村から「特定教育・保育施設」として「確認」を受けた幼稚園、認可保育所、認定こども園などが対象となります。保護者の負担は、この給付費から、保護者が支払うべき利用者負担額（が差し引かれます。保護者は、残りの費用やその他の実費を施設に支払います。

説明は、以上となります。

質疑なしー承認

(2) 議案第44号 下諏訪町高浜健康温泉センター条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第45号 下諏訪町高浜健康温泉センター条例施行規則の一部を改正する規則について

〈保科補佐〉説明

議案第44号下諏訪町高浜健康温泉センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料6ページ～8ページになります。

下諏訪町高浜健康温泉センターの使用料については、平成26年の開館後、消費税率の改正、町内公衆浴場の料金改定等に合わせて見直しの検討をしてみました。経費を縮減に努め、値上げを見送ってまいりました。

しかしながら、近年の物価高騰、特に光熱水費の値上げや、開館から10年以上が経過し施設設備等の計画的な修繕が必要な状況となってきたことから、今後の施設の安定的な運営のため、利用者の皆様から負担をいただくこととし、条例の一部改正を行うものであります。

改正内容は、別表に定める使用料の改正を行うものとなり、別表に規定する使用料のうち、1回券について、大人400円から500円に、子供、下諏訪町子育て応援カード提示者、高齢者応援カード提示者及び障害者手帳等提示者200円を250円とし、12枚綴りの回数券について、大人4,000円から5,000円に、子供、下諏訪町子育て応援カード提示者、高齢者応援カード提示者及び障害者手帳等提示者2,000円を2,500円とするもので、値上げ率は25%となります。

値上げ率については、町内の公衆浴場において令和5年4月1日に約17%、昨年令和7年4月1日に

約7%、とあわせて約24%の値上げをしており、今回の使用料設定にあたり参考としております。

また、料金見直し前の回数券につきましては、経過措置として附則において、令和8年4月1日以降、1回券の新旧料金の差額、大人100円、子供、下諏訪町子育て応援カード提示者、下諏訪町高齢者応援カード提示者及び障害者手帳等提示者については50円の差額を支払うことで、使用できることとしております。この改正は、附則において令和8年4月1日から施行することとしています。

次の議案第45号規則の一部改正について関連がありますので、続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは議案第45条下諏訪町高浜健康温泉センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は9ページから17ページとなります。

15ページと16ページの新旧対照表をご覧ください。

高浜健康温泉センター条例施行規則の一部改正につきましては、高浜健康温泉センター条例の一部改正に合わせ、1回券および回数券の様式中に明示しております料金を、条例に合わせて改正するものとなります。条例の一部改正と同様に附則において、回数券の料金改定前後の経過措置を規定しており、施行は令和8年4月1日からとしております。

説明は以上となります。

質疑なし承認

(4) 議案第46号 下諏訪町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

〈今井補佐〉説明

下諏訪町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

国の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」に関する規定が新設されました。別紙資料「こども誰でも通園制度」のチラシをお願いします。

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな支援制度となります。

対象者につきましては、保育所に保育所等に通っていない。0歳6ヶ月から3歳未満が対象となります。利用方法については、月10時間の枠の中で、時間単位で柔軟に利用可能となっております。

次のページになりますけども、こども誰でも通園制度を利用するという事で、子どもにとって家庭とは異なる経験や地域に初めて出てきて、家族以外の人と関わる機会が得られることができる。子どもに対する関わりや遊びなどについて、専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、物や人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をもたらします。さらに保護者にとってということで、地域の様々な社会的資源に繋がる契機となり、これにより様々な情報や人との繋がりが広がり、保護者が子育てにおいて、こうした社会的資

源を活用しやすくなります。

専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感・不安感等の解消に繋がったりするとともに、月に一定時間でも子供と離れる時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減に繋がりますという内容となっております。

今現在やっている一時預かりという事業があるんですけども、その違いということで、一時預かり事業が、保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように子どもの育ちを応援することが主な目的となっております。

それでは資料に戻っていただいて19ページからございますが、乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から乳児通園支援事業の設備および運営に関する基準が示され、乳児等通園支援事業が市町村による認可が必要となる事業として、位置づけられたことから、全国の市町村において条例の制定が必要となります。

当町においても、令和8年4月1日から事業を開始できるよう、国が定めた設備および運営基準に基づき、条例を新たに制定する必要があることから、今回の12月議会に上程するものとなります。条例内容については長いので、今回は省いていただきますが、各自別途お見通しをいただき、ご不明な点は保育係までご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いたします。以上となります。

質疑なし承認

(5) 議案第 47 号 下諏訪町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

〈今井補佐〉説明

下諏訪町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました、乳児等通園支援事業を実施するにあたり、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。

こども誰でも通園制度は、国（3/4）、県（1/8）、市町村（1/8）の新たな給付制度として、事業を実施する事業所等に補助金を交付することになります。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準により行うこととされており、昨日、国の内閣府令が交付され、内容が確定されたことから、令和8年4月1日からの給付の確認手続き開始に向けて、条例を新たに制定するものです。

この条例は、昨日、国において決定されたため、手続き上12月議会の最終日である12月17日に追加議案として上程する予定としています。

なお、町の保育園での実施については、現在園長会と実施場所や受入れ時間、申請様式など、運営上のより詳細な事項を協議しており、実施要綱等については3月議会において報告する予定としております。条例の内容については、各自お見通しをいただき、ご不明な点は保育係までご連絡いただければと思います。

〈木村職務代理〉説明

特定乳児等の特定とはどういった子どものことになるか。

〈今井補佐〉説明

個人個人に対して特定ということではなく、補助金をもらうために市町村が許可を出して国が補助金を出す事業を特定としているものとなります。

質疑なしー承認

(6) 議案第 48 号 区域外就学の承諾について

〈平澤係長〉説明

※個人情報につき非公開審議録

区域外就学 1 件について審査し、承認

4 報告事項

(1) 教育こども課事務室の引っ越しについて

〈岩波係長〉

それでは報告事項 1 教育こども課事務室の引っ越しについてご説明をさせていただきます。まず初めに工事の進捗状況についてご報告いたします。

下諏訪総合文化センター小ホールおよびもみの木モール改修工事につきましては、一部で利用を制限している中、町民の皆様のご理解とご協力により工事は順調に進んでおります。工事の状況としましては、もみの木モールの耐震化につきましては11月中に完了し、足場の取り外しとなります。小ホールも年明けの完了により、足場が撤去される見込みとなっています。トイレにつきましては12月1日より先行して使用を可能とするため、急ピッチで作業を進めているところであり、完成後は現在通行止めとなっているトイレ前の廊下も通行可能となります。

一方、施設内の照明LED化につきましては、2階公民館施設を除く全ての電球のLED化を完了し、館内の明るさが増すことで、快適にご利用いただけていると思っております。

今後の工程としては、教育長室と事務室の空調エアコン化の工事があります。本工事は12月1日月曜日から2月末にかけて実施されますが、工期中は、事務室の天井部材を剥がすなど、事務室を移動する必要があることから、事務室は一時移転し、臨時受付と臨時事務所をそれぞれ管内に設けることといたしました。

資料の39ページをご覧ください。

具体的な移転先としては、資料の右端の中ほどに記載がありますが、臨時の教育長室を1階応接室に設けます。その下のバス印がある箇所、ロータリーのある東側玄関ですが、現在は自動ドアのみ出入りができる状態ですが、工事に伴い自動ドアを含め、一切の出入りができなくなります。利用者は図書館側の西側玄関より入館し、この資料の真ん中に記載のある臨時受付にて使用する部屋の鍵を受け取り、2階へ向かっていただくこととなります。また、使用予約の申請など利用に係ることは、臨時受付で行うこととしております。

次に資料の40ページを御覧ください。

資料の上の端の中ほど、会議室に臨時事務室を設置し、職員が駐在するとともに、個人情報を含む重要な書類も施錠可能なこの部屋で保管することとしております。

なお、臨時教育長室へは2階通路を通り、学習室前の階段から2階に降りて入室していただくこととなってしまいます。かなり遠回りとなってしまいますが、施設の大部分が工事エリアと

なっているため、やむを得ない措置としてご理解ください。

加えて、臨時体制の期間中には、料理実習室のエアコン設置工事および和室前の廊下の上にある排煙窓の改修工事を行う計画であることから、和室前から音楽室、料理実習室までの廊下がエレベーターを含め、通行止めとなってしまいます。

利用者の皆様には更にご不便をおかけすることになってしまい申し訳ありませんが、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

一時移転等の周知につきましては、利用いただく団体の皆様が利用する際に直接お伝えするとともに、事前に町ホームページ等で周知するなど徹底して行ってまいります。説明は以上です。

疑義なしー了承

(2) 中高生海外研修参加生徒の決定について

〈平澤係長〉

中高生海外研修参加生徒が決まりましたのでご報告いたします。

9月26日（金）から10月24日（金）の間に参加希望者を募ったところ、町内在住中学生定員12名に対し18名、町内在住高校生定員2名に対し4名、向陽高校生定員2名に対し4名の応募がありました。

11月4日（火）に抽選会を開催し、参加する生徒が決定いたしました。参加する生徒につきましては41・42ページにある通りとなります。なお、向陽高校生2名は学校において選考を行っております。

参加する生徒には、11/13に認定書の交付を行い、また、事前研修も始めております。オーストラリアには3月19日に出発し、3月27日に帰国する予定となっております。

説明は以上となります。

疑義なしー了承

(3) その他

〈保科補佐〉

11月9日開催のチャンスボール大会には教育委員の皆様にもご参加いただきましてありがとうございました。今年は6チームのエントリーがありまして、下諏訪町のニュースポーツ、チャンスボールに親しんでいただきました。

引き続きチャンスボールにつきましてはスポーツ推進委員の皆様と協力し、普及を図ってまいります。ご参加ありがとうございました。

以上でございます。

疑義なしー了承

〈平澤係長〉

先ほど、教育長報告にもあり、教育委員のみなさまにもご出席いただきましたが、11/5に給食審議会を開催し、現行の小学校320円、中学校380円の給食費について、それぞれ20円ずつ値上げし、小学校340円、中学校400円にすることをお認めただきましたのでよろしくお願いたします。

疑義なしー了承

5 その他

〈平澤係長〉

次回の定例教育委員会の日程は12月19日（金）午後3時30分予定ということでお願いいたします。時間変更等ありましたら連絡させていただきます。

疑義なしー了承

6 閉 会 午後4時30分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月19日

署名委員 木村 一恵

署名委員 荻久保 メイ子

調整職員 北澤 勝己